

プール学院大学学生会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、プール学院大学学生会（以下「本会」という。）と称する。

(所在)

第2条 本会は、プール学院大学内に置く。

(構成)

第3条 本会は、プール学院大学（大学院含む）及びプール学院大学短期大学部（以下「本学」という。）の学生全員により構成される自治組織である。

(目的)

第4条 本会は、本学の建学の精神に則り、学生相互の交流を通じ、学生生活の向上に努め、教職員の協力のもとに建学の理想の実現を目的とする。

(活動)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、大学祭等を開催し、クラブ活動を助成、育成し、その他学生相互の交流を図るための各種の活動を行うものとする。

(会員資格)

第6条 本会の会員は、本学学生とする。

(会費等)

第7条 本会の会員は、定められた会費を定められた期日までに納入する義務を負い、また本会の行う各種事業に参加する権利を有する。

第2章 学生会役員会

(役員会)

第8条 本会の執行を担う決議機関として、学生会役員会（以下「役員会」という。）を置く。

2 役員会は、会長、副会長、書記、企画、会計の役員で構成する。

3 役員の任期は、12月1日から翌年の11月30日とし、再任を妨げない。

(役員を選出・決定)

第9条 役員会の役員は、全会員の中から立候補を受け付け、会員の選挙投票により選出する。

2 新役員は、決定された後、速やかに学生会掲示板に役職名、氏名等を公示するものとする。

3 新役員は、学生部長によって教授会に報告される。

(役員の定数・役割)

第10条 役員の数及び役割分掌は、次に定めるとおりである。

(1) 会長 1名 ・本会を代表し、役員会の議長となり、本会を総括する。

(2) 副会長 1～2名 ・会長を補佐し、代理する。

(3) 書記長 1名 ・役員会の議事を記録し、保存する。また、学生会に所属する各種団体の活動状況を記録し、必要な資料を保存する。

書記 1名 ・書記長を補佐し、事業を遂行する。

(4) 会計長 1名 ・別途定める会計細則に基づき会費を徴収し、寄付金、賛助金を受領し、領収書を発行し、必要な経費を支出し、それらの証拠書類を保管する。また、会計監査員及び顧問の要請に応じ、それらを開示する。

会計 1名 ・会計長を補佐し、事業を遂行する

(5) 企画長 1名 ・役員会が企画する事業を立案し進行する。

企画 2名以上 ・企画長を補佐し、事業を遂行する。

(サポーター)

第11条 役員会の活動を補佐する為、役員立候補予備員として役員会の下にサポーターを置く。

(役員会の運営)

第12条 本会の運営は、役員会が前条の役割分担に従い行う。

2 本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金、賛助金によって賄う。

3 役員会は、会長が招集し、通常月1回の定例会を開催するものとする。但し、役員の過半数の要請があれば臨時役員会を開催しなければならない。

4 役員会は、学生会に所属する各団体より提出された予算を審議し、決算を承認する。

(顧問)

第13条 本会には学生部長の指名する顧問を置き、顧問は本会の運営状況に常に留意し、随時役員会に出席し、本学の建学の精神に従い本会の運営に関し意見を述べる。

2 顧問の任期は、4月1日から翌年の3月31日とし、再任を妨げない。

(会計監査員)

第14条 本会は会計処理の適正を期するため、別途会計監査員を置き、中間決算及び年度末に会計監査を行う。

2 会計監査員の選出は、会長がこれを指名し、学生会総会において承認を得る。

(クラブ・同好会)

第15条 本会の下に、第5条の目的を達成するため「クラブ」および「同好会」を設置することができる。

2 クラブ・同好会設立の承認は、役員会の承認後、学生委員会において審査の上決定する。

3 学生部長は、クラブ・同好会の設立を承認した場合、教授会に報告しなければならない。

4 クラブ・同好会の設立の要件、運営に関する事項等については、別途「クラブ・同好会設立・運営要領」を定める。

(大学祭実行委員会)

第16条 本会の下に第5条の目的を達成するため「大学祭実行委員会」を設置することができる。

2 大学祭実行委員会の承認は、毎年度行われ役員会の承認後学生委員会において審査の上決定する。

3 当該年度において大学祭実行委員会が承認された場合、学生部長によって教授会に報告される。

4 大学祭実行委員会に関する事項等については、別途「大学祭実行委員会会則」を定める。

(性格)

第17条 学生会総会（以下「総会」と言う。）は、本会の最高決議機関である。

(招集・開催)

第18条 総会は、会長が毎年1回これを招集する。また、学生総数の5分の1以上の同意署名による要求があった場合、又は役員3分の2以上の賛成をもって臨時総会を招集し開催する。

(公示)

第19条 役員会は、総会の2週間前までに招集の目的、日時、場所を公示しなければならない。

(委任状)

第20条 総会を欠席する場合は、役員会に委任状を提出しなければならない。

(総会開催の成立)

第21条 総会は、出席者数及び委任状数の合計が全会員数の10分の1以上に達した場合をもって成立とする。但し、定員に満たず開催する事ができなかった場合は、10日以内に再び開催する。

(成立)

第22条 総会の議長、副議長及び書記は、出席会員の中からその過半数の承認を得て選出される。

2 総会の決議は、出席者の過半数の同意をもって成立する。賛否同数の場合は議長の採択による。会員は総会の決議事項に従うものとし、役員会は決議事項を執行するものとする。

(任務)

第23条 総会においては、次の事項を行う。

(1)活動方針の決定

(2)予算及び決算報告の承認

(3)役員承認

(4)役員会およびクラブ活動等の活動報告

(5)その他本会の目的達成に関する重要な事項の審議

第3章 学生会総会

第4章 補 則

(本則の改廃)

第24条 本会則の改廃は、役員会の発議により、総会において決議する。

2 本会則および諸規定が、本学学則に抵触する事態となった場合、前条の規定にかかわらず学生部長は、会長に対し役員会の開催と本会則および諸規定の改廃を要請することができる。

3 会長は、学生部長の要請を忠実に履行する義務を負う。

(連絡会)

第25条 役員会は、本会の運営を円滑に行うため、教職員で組織される学生委員会と定期的に連絡会をもつ。

附 則

本会則の発効は、旧学生会会則(昭和62年4月1日施行)第5章補則第1条の手続きを経て、平成8年4月1日施行とする。

附 則

この会則は、2001(平成13)年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、2008(平成20)年4月1日から施行する。